

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日が休日)

告示

鳥取県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡町役場及び河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てる

と。

◇告示

土地改良法による換地計画の決定（二件）（農村整備課）

目次

土地改良事業の認可申請の適否の決定（八件）（〃）

土地改良事業の認可（十四件）（〃）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（九

土地改良事業の工事の完了（二件）（〃）

基本測量の終了（管理課）

土地区画整理事業の終了の認可（都市計画課）

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の候補者の保有金の収支に関する報告書の要旨（二件）

指定団体の指定の取消しの届出

特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の要旨

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇公安告示

昭和63年2月9日 火曜日

鳥取県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る多里地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十六号

郡家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業山志谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県告示第百十五号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）東郷地区区域整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 二 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十七号

大栄町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業由良地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年二月十日から二十日間

三　縦覧に供する場所
大栄町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）江北地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第百二十号

北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）弓原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三　縦覧に供する場所

北条町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四　異議の申出

北条町役場

鳥取県告示第百二十一号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平（温泉井手）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十三号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平（奥山農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（金原）地区農業用排水）を昭和六十年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第百二十二号

昭和63年2月9日 火曜日

鳥取県公報

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢）地区農道整備）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（河内・宮の下）地区農道整備）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（河内）地区農道整備）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（河内）地区農業用用排水）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良

事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）津ノ井地区農業用用排水）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

する。

昭和六十三年二月九日

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（紙子谷）地区暗きよ排水）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（広岡）地区暗きよ排水）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（船木）地区農業用排水）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（香取第二）地区農道整備）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）北方地区農業用排水）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業中間（小波線農道）地区農道整備）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十七号

日野町が行う土地改良事業に係る下権（岩田）地区の換地計画の認可申請

請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

とおり縦覧に供する。
昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十九号

三朝町が行う土地改良事業に係る森地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取市が行う土地改良事業に係る三高地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県告示第百三十八号

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

換地計画書の写し
縦覧に供する期間

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十一号

三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区湯谷工区の換地計画について、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 三　縦覧に供する場所
　　三朝町役場
- 四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十二号

三朝町が行う土地改良事業に係る下畠地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

- 一　縦覧に供する書類
　　換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
　　昭和六十三年二月十日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
　　三朝町役場
- 四　異議の申出

鳥取県告示第百四十三号

日野町が行う土地改良事業に係る下黒坂地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

- 一　縦覧に供する書類
　　換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
　　昭和六十三年二月十日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
　　日野町役場
- 四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十四号

溝口町が行う土地改良事業に係る福岡地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十五号

江府町が行う土地改良事業に係る日田（下）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
三朝町	山村地域農林漁業特別対策事業大柿地区ほ場整備	昭和五十一年三月二十日

鳥取県告示第百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大原千町 土地改良区	団体営ほ場整備事業大原千町第一地区ほ場 整備	昭和六十一年三月二十五日

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業地域

倉吉市、日野郡日南町、気高郡鹿野町及び青谷町並びに東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町、閔金町、北条町及び大栄町

三 終了年月日

昭和六十二年十二月二十五日

昭和六十三年二月九日

鳥取県告示第百四十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、東浜坂団地土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称	東浜坂団地土地区画整理事業		
二 施行者の名称	鳥取県住宅供給公社		
理事長	西尾邑次		
三 事業施行期間	昭和五十八年二月十七日から昭和六十二年三月三十一日まで		
四 施行地区の区域	鳥取市浜坂字高熊、字湯原及び字晝山の各一部		
五 施行認行年月日	昭和五十八年二月十七日		
六 土地区画整理事業の終了の認可年月日	昭和六十三年二月二日		
昭和六十三年二月二日			

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日	備考
自由民主党鳥取市吉岡支部	主たる事務所の所在地	泉町市吉岡温	泉町市吉岡温	昭和六十二年六月十日	昭和六十二年六月十日 支部の
県薬剤師支部	代表者の氏名	佐々木紘一	岡松 孝	"	"
門脇正後援会	常田 享詳	米山英之助	昭和六十二年六月二日	昭和六十二年六月二日	その他の政治活動
鳥取県自治同志会	中井 定利	入江 正雄	昭和六十二年六月二日	昭和六十二年六月二日	団体
鳥取県ビルメンテナンス政治連盟	の主たる事務所の所在地	平西伯郡九大山町	西伯郡大山町	昭和六十二年六月二日	
水と緑と文化のまちづくりの会	丁鳥取市富安二	国信五五一一	昭和六十二年六月二日	昭和六十二年六月二日	
まちづくりの会	一四一三	平西伯郡九大山町	西伯郡大山町	昭和六十二年六月二日	
鳥取県石井道子薬剤師後援会	倉吉市八屋二	入江 正雄	昭和六十二年六月二日	昭和六十二年六月二日	
鳥取県薬剤師連	常田 享詳	鳥取市扇町三	昭和六十二年六月二日	昭和六十二年六月二日	
鳥取県選挙管理委員会告示第六号	代表者の氏名	丁鳥取市富安二	国信五五一一	昭和六十二年六月二日	
鳥取県選挙管理委員会告示第七号	常田 享詳	平西伯郡九大山町	西伯郡大山町	昭和六十二年六月二日	
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。	米山英之助	鳥取市扇町三	昭和六十二年六月二日	昭和六十二年六月二日	
昭和六十三年二月九日	日月二昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	
鳥取県選挙管理委員会告示第七号	昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。	昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	
昭和六十三年二月九日	昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	昭和二年六月二日	

鳥取県取報

鳥取県選舉管理委員会委員長 友 松 五 郎					
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
田中やかひ徳丸 後援会	田中 謙一	田中 英雄	八頭郡八東町大字徳丸一三四八	昭和六十二年十一月十四日	八頭郡若桜町一大字若桜七四九一の他の四日
武田吉造後援会	中田 邦雄	山根 馬藏	八頭郡若桜町一大字若桜七四九一	昭和六十二年十一月十九日	昭和六十二年十一月十九日
中原敏晴と市政 を語る会	宮部 寿治	中原 陽子	鳥取市浜坂八〇一十五	"	"
岸本操後援会	宮本 政保	浜本乾太郎	鳥取市湯所町一丁目二二〇	昭和六十二年十二月二十八日	"

鳥取県選舉管理委員会委員長 第八号

政治資金規正法（昭和三十三年法律第百九十四号）第十一條第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出を始めたので、同法第十一條第一項の規定に基いて、その概要を次のとおり公表する。

昭和六十三年一月九日

鳥取県選舉管理委員会委員長 友 松 五 郎

2 支出総額		合計	216,000円
政治団体の名称	安達昭男後援会	政治団体の名称	高橋篤史後援会
報告年月日	昭和62年12月2日	報告年月日	昭和62年12月15日
1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	243,000円	(1) 収入総額	132,000円
ア 前年繰越額	53,00円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	190,000円	イ 本年収入額	132,000円
(2) 支出総額	216,000円	(2) 支出総額	132,000円
2 収入・支出の内訳		2 収入・支出の内訳	2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳	(1) 収入の内訳	(1) 収入の内訳	(1) 収入の内訳
寄附（内訳別掲）	寄附（内訳別掲）	寄附（内訳別掲）	寄附（内訳別掲）
個人からの寄附	個人からの寄附	個人からの寄附	個人からの寄附
合計	190,000円	合計	132,000円
〔寄附の内訳〕	〔寄附の内訳〕	〔寄附の内訳〕	〔寄附の内訳〕
個人からの寄附	個人からの寄附	個人からの寄附	個人からの寄附
その他	190,000円	その他	132,000円
(2) 支出の内訳	(2) 支出の内訳	(2) 支出の内訳	(2) 支出の内訳
経常経費	経常経費	経常経費	経常経費
備品・消耗品費	18,000円	人件費	50,000円
事務所費	98,000円	事務所費	20,000円
小計	116,000円	小計	70,000円
政治活動費	政治活動費	政治活動費	政治活動費
組織活動費	100,000円	組織活動費	62,000円

◎その他の政治団体

期間 昭和62年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 門脇たけし後援会

報告年月日 昭和62年12月1日

収入・支出の総額

1 収入総額	24,300円
(1) 前年繰越額	24,300円
(2) 本年収入額	0円

合計

132,000円

鳥取県選舉管理委員会印

政治資金規正法（昭和11年法律第149号）第十七条第一項の規定による政治団体の収入と開かれる講演会の費用がおいたので、同法第110条第一項の規定に基いて、次の款項を次の如きの分類する。

昭和11年1月9日

鳥取県選舉管理委員会印

政治団体の收支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 田中ますと徳丸後援会

報告年月日 昭和62年12月14日

(昭和63年12月10日解散)

1 収入・支出の総額

個人からの寄附

個人からの寄附

2 支出の内訳

経常経費

人件費

光熱水費

事務所費

小計

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出の内訳

経常経費

人件費

光熱水費

事務所費

小計

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

2 支出の内訳

経常経費

人件費

光熱水費

事務所費

小計

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

2 支出の内訳

経常経費

人件費

光熱水費

事務所費

小計

組織活動費 65,000円 政治活動費 10,875円
合計 100,000円 合計 34,875円政治団体の名称 武田吉造後援会
報告年月日 昭和62年12月19日
(昭和62年4月30日解散)政治団体の名称 中原敏晴と市政を語る会
報告年月日 昭和62年12月19日
(昭和62年12月19日解散)1 収入・支出の総額
ア 前年繰越額 34,875円
イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 34,875円1 収入・支出の総額
ア 前年繰越額 34,875円
イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 34,875円政治団体の名称 岸本根後援会
報告年月日 昭和62年12月28日
(昭和62年12月22日解散)1 収入・支出の総額
ア 前年繰越額 0円
イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 0円政治団体の名称 鳥取県選舉管理委員会印
報告年月日 昭和63年1月9日
(昭和63年1月9日解散)1 収入・支出の総額
ア 前年繰越額 0円
イ 本年収入額 100,000円
(2) 支出総額 100,000円2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳
寄附 (内訳別掲)2 支出の内訳
政治活動費

政治資金規正法（昭和11年法律第149号）第十九条第一項の規定による政治団体の収入と開かれる講演会の費用がおいたので、同法第110条第一項の規定に基いて、次の如きの分類する。

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

第5938号

指定の取消した団体の指定期の取消した者		指定を取消した団体の指定期の取消した者	届出年月日
氏名	届出年月日		
岸本 操	昭和六十二年二月二十八日	岸本操後援会	鳥取市湯所町一
議員会		宮本 政保	丁目二二〇

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の收支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十三年一月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

保有金の收支報告書の要旨

特定公職の候補者の氏名 岸本 操
公職の種類 県議会議員（候補者等）
報告年月日 昭和62年12月28日

保有金の収入・支出の総額

- | | |
|--------|----|
| 1 収入総額 | 0円 |
| 2 支出総額 | 0円 |

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等により告示する。

昭和六十三年一月九日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 獻

遊技機の種類	型 式	製造業者名
サンスカーレットV八	スバル	
スバルA		
ニコースペーシャトル七号	ダートル	
ダートルA		京楽産業株式会社

ぱちんこ遊技機								
トロピカル								
ロンメル								
ラビリンス								
デルバ								
ライガー	ニュービッグ七パート五							
ライガー								
ハンタ								
ニンジャ五								
サウンドステーション								
大航海								
マジック								
フォートレスP-III								
ちんごんショ一								
スープアーレーシーニングF-II								
メタルX-II	株式会社三共	株式会社ソフィア	平和工業株式会社	株式会社大一商会				